



吹田市民の方へ 令和元年10月からの 幼児教育・保育の無償化の対象となる 認可外保育施設には基準があります！



幼児教育・保育の無償化制度ってなに？

令和元年10月から実施される幼児教育・保育の無償化により、主に3歳から5歳までの保育の必要性のある子供の認可外保育施設の利用料が無償化による給付（施設等利用費といいます。）の対象となります。

施設等利用費を受けるためには、保護者が居住する市町村から事前に認定を受ける必要があります。認定手続きについては、吹田市または施設で配布している「子育てのための施設等利用給付制度の御案内」をご覧ください。



無償化の対象となる認可外保育施設の基準とは？

無償化（施設等利用費）の対象となる認可外保育施設は、児童福祉法による認可外保育施設の届出をしており、かつ内閣府令に定める基準を満たしていることについて施設の所在地の市町村で確認を受けた施設ですが、5年間の経過措置期間中は、内閣府令による基準を満たさない届出施設についても、原則としては市町村で確認を受けた施設は施設等利用費の支給対象となります。

ただし、経過措置期間中の取扱いについて、地域の実情に応じて市町村の条例で定める基準を満たす施設とすることができ、吹田市では待機児童等がいる状況に配慮しつつ、事業者には保育の質や安全性の確保を求め、経過措置期間中に施設等利用費の対象となる認可外保育施設の基準を条例で定めています。**吹田市に居住している方が吹田市内または吹田市外の認可外保育施設を利用した場合、施設等利用費が支給されるのは条例で定める基準を満たす施設に限られます。**基準を満たしていない施設を利用した場合は、施設等利用費の給付は受けられません。

詳しい基準は裏面をご覧ください。



吹田市での認可外保育施設の基準は？

類型	令和元年9月までに届出があった施設	令和元年10月以降に届出があった施設
1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設	保育従事者の1 / 3以上が保育士又は看護師である施設 (基準の設定なし)	内閣府令で定める基準と同様の基準 ・保育従事者の数・資格 ・保育室等の構造 ・非常災害に対する措置 ・保育の内容等 ・給食 ・健康管理及び安全管理
1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設		
ベビーシッター		

吹田市での基準は、施設の類型と届出の時期によって異なります。

無償化開始前（令和元年9月まで）に届出があった施設のうち、1日に保育する乳幼児の数が6人以上である施設は、保育従事者の1 / 3以上が保育士または看護師である基準を満たす必要があります。1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設とベビーシッターについては基準の設定がありませんので、児童福祉法による届出を行っており、所在地の市町村で確認を受けた施設が無償化の対象となります。

無償化開始後（令和元年10月以降）に届出があった施設は、いずれの類型も内閣府令に定める基準と同様の基準を満たす必要があります。



うちの子供が通う認可外保育施設は無償化の対象になるの？

無償化の対象となる吹田市内の認可外保育施設の一覧表は、令和元年9月末以降に吹田市ホームページに掲載しますので、そちらをご確認ください。また、吹田市外の認可外保育施設については、施設の所在地の市町村へ条例で定める基準を満たしているか調査したうえで、吹田市ホームページに掲載します。

なお、基準への適合状況の確認は無償化実施後も随時行います。年度途中で施設が条例で定める基準を満たさなくなった場合は、それ以降の施設等利用費が支給できない場合があります。

【お問い合わせ先】

〒564-8550 吹田市泉町1-3-40
吹田市児童部保育幼稚園室 無償化担当
電話：06-6384-1592